（食料・農業・農村基本法の一部改正）

第十五条　食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）」を削る。

（生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律の一部改正）

第十六条　生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律（平成二十年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「第十二条第三号」を「第十二条第一項第四号」に改める。

（環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第十七条　環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第四条のうち、関税暫定措置法第七条の三の改正規定中「同条第六項」を「同条第二項第二号中「第二十四条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第六項」に改め、同法第十二条の次に二条を加える改正規定の次に次のように加える。

別表第一第〇四・〇二項から第〇四・〇五項までの規定中「第二四条第一項」を「第一七条第一項」に改める。

第六条を次のように改める。

（畜産経営の安定に関する法律の一部改正）

第六条　畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「指定食肉等の価格の安定に関する措置（第三条―第十条）」を「肉用牛及び肉豚についての交付金の交付（第三条）」に、「第十一条―第十六条」を「第四条―第九条」に、「第十七条―第二十三条」を「第十条―第十六条」に、「第二十四条―第三十三条」を「第十七条―第二十六条」に、「第三十四条―第三十七条」を「第二十七条―第三十条」に、「第三十八条―第四十一条」を「第三十一条―第三十四条」に改める。

第一条中「主要な」の下に「家畜又は」を加え、「価格の安定又は」を「交付金若しくは」に改め、「の交付」の下に「又は価格の安定」を加える。

第二条第一項を次のように改める。

この法律において「肉用牛」とは、政令で定める月齢以上の肉用牛をいい、「肉豚」とは、種豚以外の豚をいう。

第二条第四項第一号イ中「第十七条第三項及び第十九条第一項」を「第十条第三項及び第十二条第一項」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章　肉用牛及び肉豚についての交付金の交付

第三条を次のように改める。

第三条　独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、標準的販売価格が標準的生産費を下回つた場合には、肉用牛又は肉豚の生産者であつて次の各号のいずれにも該当するものに対し、肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金（以下この条及び第三十一条において「交付金」という。）を交付することができる。

一　次のいずれにも該当する積立金（次項及び第三項において「積立金」という。）の積立てに要する負担金を支出しているものであること。

イ　標準的販売価格が標準的生産費を下回つた場合における肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するためのものであること。

ロ　肉用牛又は肉豚の生産者に対する支払に充てられるものであつて、交付金が交付される場合にその支払が行われるものであること。

ハ　積立ての額その他の事項が農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

二　その他交付金の適正かつ効果的な交付のための農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

2　交付金の額は、農林水産省令で定める期間ごと及び肉用牛又は肉豚の生産者ごとに、肉用牛又は肉豚の標準的生産費と標準的販売価格との差額に、肉用牛又は肉豚の再生産を確保することを旨として農林水産省令で定める割合を乗じて得た額に、肉用牛又は肉豚（積立金の対象とされているものに限る。）であつて当該期間内に当該生産者が販売したことにつき機構が農林水産省令で定めるところにより確認をしたものの品種別の頭数に相当する数をそれぞれ乗じて得た額を合算した額とする。

3　積立金から肉用牛又は肉豚の生産者に対し支払われる額は、交付金の額から控除するものとする。

4　第一項及び第二項に規定する「標準的販売価格」とは、肉用牛又は肉豚の標準的な販売価格として農林水産省令で定めるところにより品種別に算出した額をいい、第一項及び第二項に規定する「標準的生産費」とは、肉用牛又は肉豚の標準的な生産費として農林水産省令で定めるところにより品種別に算出した額をいう。

第四条から第十条までを削り、第三章第一節中第十一条を第四条とする。

第十二条第二項第一号ホ中「第十六条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第五条とし、第十三条を第六条とする。

第十四条第一項中「第十二条第七項」を「第五条第七項」に改め、同条を第七条とする。

第十五条第三項中「第十三条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条を第八条とし、第十六条を第九条とする。

第十七条第一項中「（第十二条第二項第一号ロ」を「（第五条第二項第一号ロ」に、「第十九条第二項並びに第二十条第一項」を「第十二条第二項並びに第十三条第一項」に改め、同項第二号中「第十二条第二項第一号ロ」を「第五条第二項第一号ロ」に改め、同項第五号中「第二十条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第三項中「第十八条」を「第十一条」に改め、同条を第十三条とし、第二十一条を第十四条とする。

第二十二条第一項中「第十四条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第三項中「第十三条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条を第十五条とし、第二十三条を第十六条とし、第四章中第二十四条を第十七条とし、第二十五条を第十八条とし、第二十六条を第十九条とする。

第二十七条中「第二十五条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条を第二十条とする。

第二十八条第二項中「第二十五条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十九条中「第二十五条第二項」を「第十八条第二項」に、「第二十六条」を「第十九条」に改め、同条を第二十二条とする。

第三十条の前の見出しを削り、同条を第二十三条とし、同条の前に見出しとして「（指定乳製品等の売渡し）」を付し、第三十一条を第二十四条とする。

第三十二条中「第三十条」を「第二十三条」に改め、同条を第二十五条とし、第三十三条を第二十六条とする。

第三十四条中「第五条第三項、第八条各号又は第三十一条各号」を「第三条第一項各号、第二項若しくは第四項又は第二十四条各号」に改め、第五章中同条を第二十七条とし、第三十五条を第二十八条とする。